

南砺市温泉施設（南砺市くろば温泉）及び 南砺市上平高齢者コミュニティセンター「ことぶき館」 指定管理者募集要項

南砺市温泉施設（南砺市くろば温泉）及び南砺市上平高齢者コミュニティセンター「ことぶき館」（以下「くろば温泉等」という）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 目的

南砺市温泉施設（南砺市くろば温泉）は、南砺市民の生活の向上に資するために平成元年に開館した施設です。指定管理の柔軟な発想に基づいて、福祉サービス及び健康増進並びに観光レクリエーションの向上と、効率的、効果的な運営を達成し、よりよい市民サービスの提供を目指し、経費削減と施設の効率的運営の推進を図り、主体的な創意工夫に満ちた施設の管理運営を目的とします。

また、南砺市上平高齢者コミュニティセンター「ことぶき館」は、南砺市民の生活の向上に資するために昭和60年に開館した施設です。指定管理の柔軟な発想に基づいて、ことぶき館の設置目的である高齢者のコミュニティ活動を通して生きがいを高め、地域の高齢者の健康増進を達成し、よりよい市民サービスの提供を目指し、経費削減と施設の効率的運営の推進を図り、主体的な創意工夫に満ちた施設の管理運営を目的とします。

2 対象施設の概要

（1）名 称

- ① 南砺市温泉施設（南砺市くろば温泉）（以下「くろば温泉」という。）
- ② 南砺市上平高齢者コミュニティセンター「ことぶき館」（以下「ことぶき館」という。）

（2）所在地

- ① 富山県南砺市上平細島字下巡 1098 番地
- ② 富山県南砺市上平細島 1110 番地

（3）施設概要

① くろば温泉

鉄骨コンクリート造 2階建 1,307.23 m²

地階： 機械室 287.39 m²

1階： 浴室 男女各3槽（浴槽・露天風呂・水風呂）、サウナ室、
休憩室1室、トイレ4箇所、休憩ホール1箇所

2階： レストラン 382.26 m²（厨房施設）、研修室、トイレ

駐車場（43台）

源泉施設 鉄筋コンクリート平屋建 1棟

② ことぶき館

鉄骨2階建 497.50 m²

1階： 43.72 m² ゲートボール場

2階： 453.78 m² 研修室、工芸実習室、娯楽室、ホール、バルコニー、
便所、湯沸室

（4）開館時間【必要に応じて変更可能】

① くろば温泉

午前 10 時から午後 9 時

② ことぶき館

4 月から 11 月まで 午前 10 時 30 分から午後 10 時
12 月から翌年 3 月まで 午前 10 時から午後 9 時

(5) 休館日【必要に応じて変更可能】

① くろば温泉

・火曜日（火曜日が国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

② ことぶき館

・火曜日（火曜日が国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
・12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

3 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設設備、敷地及び物品の利用の制限、許可及び維持管理を適切に行うこと。市長の専属的処分事項（目的外使用許可等）については、市が行うものであるため、市と情報共有を確実に図ること。
- (3) 指定管理者は情報の公開に関して南砺市情報公開条例（平成 16 年南砺市条例第 9 号）の規定の例により、保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めること。
- (4) 指定管理者は、個人情報 の適正管理に関して南砺市個人情報保護法施行条例（令和 4 年南砺市条例第 30 号）の規定の例により、適正に管理を行うこと。
- (5) 省エネルギー、省資源及び廃棄物の減量など環境への負荷軽減に努めること。
- (6) 本業務に関する会計は、他の会計と区分して行なうこと。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ協定で定めます。

4 指定管理者の業務

- (1) くろば温泉等の利用許可に関する業務。
- (2) くろば温泉等の施設及び設備の維持管理に関する業務。
- (3) くろば温泉等の利用に係る利用料金の収納に関する業務。
- (4) くろば温泉等の設置目的を達成するための事業の実施。
- (5) 南砺市（以下「市」という。）が主催、共催、協賛若しくは支援する各種大会並びに事業等に関する協力。
- (6) その他、「南砺市くろば温泉指定管理者仕様書」及び「南砺市上平高齢者コミュニティセンター「ことぶき館」指定管理仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載する業務。

5 指定の期間

- (1) 令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（3 年間）
但し、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。指定管理者は、指定を取り消されるときに生じる一切の損害賠償の請求はできないものとします。
- (2) 当該施設は、「第 2 次南砺市公共施設再編計画《改訂版》平成 28 年 3 月（第一回改定：令和 4 年 3 月）」（以下「再編計画」という。）において保有の方向性を「維持しない」

または「複合化」とした施設であり、長期（前期）で施設の保有期限が到来する方針となっています。関係機関との協議を経て、方針に向けた準備が整った場合は、市と指定管理者の両者協議の上、該当施設の指定期間の短縮を行うことがあります。

施設名称	保有の方向性及びスケジュール
南砺市くろば温泉	長期（前期：令和8年度～令和17年度）で「維持しない」
南砺市上平高齢者コミュニティセンター 「ことぶき館」	長期（前期：令和8年度～令和17年度）で「複合化（他の施設へ機能を複合化）」

※保有の方向性

「維持しない」...

施設で提供する行政サービスを休止し、以降、当該施設の譲渡、市の負担を伴わない貸付若しくは解体を進めます。ただし、休止判断基準を超える大規模な改修等を要する事由が発生した場合は、保有期限を前倒して休止する場合があります。

「複合化」...

複数の異なる機能を有する施設を、既存の施設に集約して複合化を図るか、又は、新たな建物を建設して複合化を図ります。

（別紙、再編計画もご参照ください。）

また、再編計画により指定管理事業を中止せざるを得なくなった時は、市と指定管理者の両者協議の上、指定期間を短縮することもあるため、下記にご留意ください。

令和27年度まで維持しないとした施設における休止判断基準

- ・基準年（平成27年度）から利用者が3割減少した場合。
- ・改修等により施設の耐用年数が保有期限を超える場合。
- ・保有期限まで残り5年となった時点で、下記表に定めた「保有期限内の修繕費上限額」の総額を超える修繕費が発生した施設

保有期限までの年数				
5年（残り4年間）	4年（残り3年間）	3年（残り2年間）	2年（残り1年間）	1年
保有期限内の修繕費上限額 400万円	保有期限内の修繕費上限額 300万円	保有期限内の修繕費上限額 200万円	保有期限内の修繕費上限額 100万円	予算措置なし

※詳細は別途、再編計画のとおり。

6 利用料金制

施設の管理運営にあたっては、地方自治法第244条の2の規定に基づく「利用料金制度」を適用します。よって、管理運営に係る収支について一定の責任を負うことになり、施設の利用を促進し収入の確保を図る必要があります。

7 南砺市ネーミングライツ・パートナーの取扱いについて

ネーミングライツ（施設命名権）とは、市有施設等に企業名等の「愛称」を付与し、その対価（命名権料）を市の財源等に充てることを目的とする市の事業です。パートナー企業の募集・決定及び命名権料の受領はすべて市が行使するため、指定管理者が自らの自主事業等としてパートナーを募集し、又は命名権料を収益とすることはできません。なお、市がネーミングライツを導入した場合は、指定管理者はホームページやパンフレットの表記、日常の案内業務等において決定した愛称を積極的に使用するなど、本事業に協力するものとします。

ただし、本規定は、指定管理者が自らの創意工夫により実施する収益化事業を妨げるものではなく、指定管理者は、施設の魅力向上及びサービス充実に向けて収益化事業の積極的な実施に努めるものとします。

8 申請資格

指定管理者の指定を受けようとするものは、次に示す条件を全て満たす必要があります。

- (1) 安全かつ円滑な公の施設の管理運営能力と浴場（温泉）、飲食店等の運営に関して意欲がある法人その他の団体であること。
- (2) 指定管理する施設の事業規模（収入総額）が 500 万円を超える施設（複数の施設を一括して管理させる場合はその総額とする）については、次の条件を満たすこと。
 - ア．当該施設の管理能力を有すること
 - イ．流動的な資産額（※）を 300 万円以上有している、又は相当額を指定管理期間の初日までに借入等することが可能なことを証明できること※純資産額及び流動資産額、又は正味財産額及び流動資産額、会計が単式簿記である団体は期末残高や留保金などが、流動的に執行することが可能な額であること。
- (3) 以下の事項に該当しないこと。
 - ①地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する団体
 - ②南砺市建設工事等指名停止要領第 2 条、第 3 条に規定する期間中の団体
 - ③国税、地方税等を滞納している団体
 - ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力及びそれらの利益となる活動を行う団体
 - ⑤南砺市公の施設の管理運営業務からの暴力団排除措置要綱別表に規定する措置要件に該当する団体
 - ⑥会社更生法、民事再生法等により更生又は更生手続きを行っている団体又は銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状態が不健全であると判断される団体
 - ⑦宗教活動又は政治活動を主たる目的としている団体
 - ⑧地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取消され、その取消日から指定の期間に相当する期間を経過していない団体

9 事業規模

くろば温泉等の管理事業に係る経費については、以下の指定管理料の上限額以内で、申請の際の事業計画、収支予算を策定してください（消費税及び地方消費税込みで記入すること）。

くろば温泉【指定管理料の上限額】40,884 千円（消費税を含む）には、修繕費 2,300 千円を含みます。なお、修繕費は毎年度実績に基づき精算するため、提案額は上記の修繕費と同額を記載してください。（詳細は、別添の「仕様書」及び「収支予算参考資料」を参照）また、木質バイオマスボイラーの運用にかかる燃料費（薪 12,065 千円、灯油 7,680 千円）については、年度毎に実績額の増減分を精算する。

※別添の「収支予算参考資料」参照

ことぶき館【指定管理料の上限額】604 千円（消費税を含む）には、修繕費 115 千円を含みます。なお、修繕費は毎年度実績に基づき精算するため、提案額は上記の修繕費と同額を記載してください。（詳細は、別添の「仕様書」及び「収支予算参考資料」を参照）

※別添の「収支予算参考資料」参照

なお、指定管理料の支払いについては、四半期に分けて（4 月 30%、7 月 20%、10 月 30%、1 月 20%）支払うものとします。

また、管理業務に係る収入及び支出については、独立した口座を設けて管理を行い、指定管理者としての業務にかかる経理とその他の業務にかかる経理を区分して整理してください。

※「公共施設の利用に係る受益者負担の適正化基準」に基づく施設利用料の見直しに伴い、指定管理期間の途中であっても指定管理料を変更する場合がありますので、ご注意ください。

10 提出書類

申請に当たっては、以下の書類をPDF化し、市長に提出してください。なお、市長が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（市の指定様式）
- (2) 企業又は団体の概要（共同企業体の場合は代表団体、実績等〔パンフレットでも可〕）
- (3) 宣誓書
- (4) 施設の管理運営に関する事業計画書（市の指定様式）
- (5) 施設の管理運営に関する収支計画書（市の指定様式。消費税込みで記入すること。）
- (6) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- (7) 法人にあたっては、役員名簿（役職名・氏名・氏名ふりがな・住所・生年月日）
- (8) 企業又は団体の直近の事業報告書及び財務諸表、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (9) 【共同事業体で申請する場合】共同事業体協定書兼委任状
- (10) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (11) 法人にあつては、当該法人の印鑑証明書
- (12) 納税（完納）証明書（申請団体の主たる事務所が所在する都道府県、市区町村が発行するもの）
 - ①消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - ②富山県の県税について未納がないことの証明書
 - ③市区町村税について未納がないことの証明書
- (13) 労働災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業所は除く。）
- (14) その他市長が必要と認める書類

※申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

※申請書にはページ番号を振ってください。

※申請書類で別途様式集（見本様式）については、希望があった場合にメールにて提供することができます。

※提出書類はお返しできません。また、提出された書類は情報公開の請求により開示することがあります。

※共同企業体で申請される場合は、構成団体分も併せて提出願います。但し、単独で申請した団体は、同一施設の共同企業体による申請の構成団体となることができないこととし、また、同時に複数の共同企業体の構成団体となり、同一の施設に応募することはできないこととします。

11 資料配布

申請を予定される団体は、下記に示す期限までに資料請求書（別紙1）を下記メールアドレスまで送付願います。資料は電子メールにて送付します（何らかの理由によりメールで送付できない場合は別途対応）。電子メールの未到達を防ぐため、送受信の連絡を電話にてお願いします。なお、募集に際して市が送付する資料は全て、他の団体へ提供され

ることが無いようご注意ください。

資料請求期限 令和8年7月24日(金)午後5時まで
メール送付先 gyokaku@city.nanto.lg.jp

1 2 現地説明会の実施

現地説明会を、下記のとおり開催します。参加を希望される場合は、現地説明会参加申込書(別紙2)を電子メールにて送付願います。電子メールの未到達を防ぐため、送受信の連絡を電話にてお願いします。なお、現地説明会は新規応募者に対する施設説明であるため、現在の指定管理者からのみ現地説明会の申込みがあった場合は、現地説明会は実施いたしません。

- ①開催日時 令和8年7月21日(火)から令和8年7月24日(金)まで
※上記期間のうち市が指定する日時とします。
- ②開催場所 指定管理対象施設(現地集合)
- ③参加人数 各団体3名まで
- ④申込期限 令和8年7月10日(金)午後5時
- ⑤申込場所 南砺市 総務部 行革推進室 行革推進係

1 3 質問事項の受付

募集に関する質問を次のとおり受け付けます。電子メールの未到達を防ぐため、送受信の連絡を電話にてお願いします。

- ①受付期限 令和8年7月28日(火)午後5時
- ②受付方法 質問票(別紙3)に記入のうえ、電子メールで提出してください。
- ③回答方法 令和8年8月7日(金)午後5時までに電子メールで回答します。なお、回答書は質問内容を取りまとめて、全質問者に同じ書面にて回答します。

1 4 申請書提出先及び提出期限

- (1)提出先 南砺市 総務部 行革推進室 行革推進係
 - (2)提出期限 令和8年8月21日(金)午後5時
- ※提出書類をすべてPDF化し、上記期限までに提出してください。

1 5 選定方法

指定管理候補者選定委員会において、各委員が次の選考事項に沿って、それぞれ審査した評点の合計点が最も高い申請者を指定管理候補者として選定します。(相対評価)

※()内は配点。(別紙審査表参照)

- ①住民の平等利用の確保(20)
- ②施設の効用の最大限の発揮(20)
- ③管理経費の縮減(30)
- ④安定した管理を行うための人的、財政的能力(20)
- ⑤その他、当該施設の設置目的を達成するために必要な事項(10)

1 6 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- ①申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ②申請すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

- ④虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当とみとめられるもの

1 7 選定委員会

令和8年10月8日（木）に実施予定です。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。時間、場所の詳細については後日連絡します。

1 8 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

1 9 指定管理者の決定及び管理業務に係る指定管理料

- （1）指定管理者は南砺市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- （2）議決時に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る指定管理料は予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。
- （3）納付金の支払い時期や方法は、締結する協定書によって定めます。
- （4）市と指定管理者は、社会情勢や周辺環境の変化、再編計画の推進等、当初合意された指定管理料が不適当と認められた場合は、指定管理料の変更を申し出て、協議することができるものとします。

問い合わせ先

富山県 南砺市 総務部
行革推進室 行革推進係 担当 道宗、菊田
電 話 0763-23-2003（内線 2451）
F A X 0763-52-6340
電子メール gyoukaku@city.nanto.lg.jp

(別紙1)

南砺市 総務部 行革推進室 菊田行

(電子メール gyoukaku@city.nanto.lg.jp)

電子メールの未到達を防ぐため、送受信の連絡を電話にてお願いします。

電話番号 0763-23-2003

資 料 請 求 書

下記施設の指定管理者募集資料を請求します。

募集対象施設	
--------	--

資料請求者

応募団体名称	
担当者氏名	
担当者連絡先（電話番号）	
資料送付先 メールアドレス	
資料送付先 住所	

(別紙2)

南砺市 総務部 行革推進室 菊田行

(電子メール gyoukaku@city.nanto.lg.jp)

電子メールの未到達を防ぐため、送受信の連絡を電話にてお願いします。

電話番号 0763-23-2003

現 地 説 明 会 参 加 申 込 書

募集対象施設	
団 体 名 称	
担 当 者 氏 名	
連 絡 先	

	部 署 名	氏 名
参加者		

※1団体あたり参加者3名までとします。

(別紙 3)

南砺市 総務部 行革推進室 菊田行

(電子メール gyoukaku@city.nanto.lg.jp)

- ・電子メールの未到達を防ぐため、送受信の連絡を電話にてお願いします。
電話番号 ０７６３－２３－２００３
- ・質問票はワードまたはエクセルで提出してください（難しい場合は要相談）。
- ・質問の趣旨を確認するため、市から担当者にお問い合わせをする場合があります。

質 問 票

募集対象施設	
団 体 名 称	
担 当 者 氏 名	
連 絡 先	
回答先メールアドレス	
【質問事項】	

【審査基準】

No.	選考事項	審査項目	内 容
1	市民の平等利用の確保 (20点)	施設の設置目的及び管理の方針 (10点)	・定款・規約等に同種の業務内容が記載されているか ・施設の設置目的を理解しているか
		平等利用を図るための手法及び効果 (10点)	・使用に対して公平性が確保できるか ・生活弱者等への配慮がなされているか
2	施設の効用の最大限の発揮 (20点)	利用者増加を図るための手法及び効果 (8点)	・年間の広報計画の内容は適切か ・利用拡大の取組内容は適切か ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか
			・サービスの向上のための取組内容は適切か ・自主事業の提案は市が意図した企画となっているか ・全体的に施設の機能を活用した内容となっているか
		サービス向上を図るための手法及び効果 (8点)	・求めている内容が事業計画書で提案されているか ・施設管理、安全管理は適切か ・維持管理は効率的に行われているか
		維持管理の内容、適格性及び実現性 (4点)	
3	管理経費の縮減 (30点)	管理運営に係る経費の内容 (15点)	・市の基準価格を下回っているか ・各年度で経費の節減等が工夫されているか
		収支計画の内容、適格性及び実現性 (15点)	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現可能性はあるか
4	安定した管理を行うための人的、財政的能力 (20点)	安定的な人的管理能力 (10点)	・職員体制は十分か ・職員採用及び確保の方策は適切か ・職員の指導育成及び研修体制は十分か
		安定的な財政的能力 (5点)	・団体の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か
		類似施設の運営実績 (5点)	・類似施設を良好に運営した実績はあるか
5	その他当該施設の設置目的を達成するために必要な事項 (10点)	個人情報の管理 (5点)	・個人情報の管理は適正か
		自主事業の実施内容 (5点)	・施設の利用に係る相乗効果が提案されているか